

優良産廃処理業者認定制度について

1 優良産廃処理業者認定制度の概要

優良産廃処理業者認定制度は、平成23年4月1日から開始された制度であり、5年以上の実績を有する産業廃棄物処理業者が一定の基準に適合した場合に、優良産廃処理業者として許可証に優良マークが記載される、「産廃情報ネット」(<http://www.sanpainet.or.jp/>)で紹介される、処理業の許可の有効期間が通常5年から7年に延長されるなどのメリットを受けることができる仕組みです。ただし、最初の許可を受けてから5年に満たない者が更新期限の到来を待たずに優良産廃処理業者として認定を受けることはできません。

2 優良産廃処理業者の認定の基準

	基準の区分	基準の概要
1	遵法性	<p>従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において特定不利益処分^{※1}を受けていないこと。</p> <p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理業に係る事業停止命令 ・ 廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令・設置の許可の取消し ・ 再生利用認定、広域的処理認定、無害化処理認定の取消し ・ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令、措置命令
2	事業の透明性	<p>法人の基礎情報、産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間^{※2}継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。</p> <p>情報公表事項及び更新頻度については【別表】のとおり。</p> <p>※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初めて優良認定の申請をする場合は、申請の前6か月以上、必要な情報を公表・更新していること。 ・ 既に優良認定を受けたもの又は優良確認を受けたものが優良認定の申請をする場合は、前回優良認定業者としての許可を受けた日又は優良確認を受けた日から申請の日までの間、必要な情報を公表・更新していること。
3	環境配慮の取組	<p>ISO14001、エコアクション21若しくはこれと相互認証されている認証制度^{※3}による認証を受けていること。</p> <p>※3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域版EMSの認証による場合は、(一財)持続性推進機構による個別確認を受けていること。
4	電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。
5	財務体質の健全性	<p>① 直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。</p> <p>② 次のいずれかの基準に該当すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 直前の3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10パーセント以上であること。</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。</p> <p>③ 産業廃棄物処理業等に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。</p> <p>④ 維持管理積立金を積み立てていること。(最終処分場を有する場合)</p>

【別表】情報公表事項及び更新頻度

	公表事項	更新頻度	適用	
			収集運搬	処分
1	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等は一年に一回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
2	事業計画の概要	変更の都度	○	○
3	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
4	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等は一年に一回以上）	○	
5	処理施設に関する事項	変更の都度		○
6	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
7	直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		○
8	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	○	
9	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		○
10	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		○
11	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上		○
12	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
13	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
14	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置は一年に一回以上）	○	○
15	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項	変更の都度		○
16	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

※更新頻度が「一年に一回以上」である事項については、必要な情報を毎年遅延なく更新していることが必要です。

※次のような場合は、優良基準を満たしているとは判断されません。

- ・環境省令で定める公表事項が「イ A及びB」である場合
⇒ A、Bいずれかが公表されていない場合
- ・環境省令で定める公表事項が「イ 次に掲げる事項 (1)A及びB (2)…」である場合
⇒ (1)、(2)のいずれかが公表されていない場合や、A、Bのいずれかが公表されていない場合

3 優良産廃処理業者認定制度の申請について

- 更新許可申請時（5年以上の実績が必要であるため、新規許可更新時には認定申請できません。）に添付書類一覧表の認定申請の書類を添付して申請します。
- なお、既に産業廃棄物処理業の許可を受けて5年以上の実績がある場合、当該許可の更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う許可更新の申請をすることができます。
- 申請は、現に受けている処理業の許可の窓口となっている所管の県民事務所等で行ってください。電子申請及び郵送での受付はしておりません。

4 その他

具体的な情報の公表方法や申請方法等については、環境省の「優良産廃処理業認定制度運用マニュアル」も参照してください。

優良産廃処理業者認定等申請添付書類一覧表

No.	添付書類							
1	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	優良認定の申請の際に受けている産業廃棄物処理業等の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において特定不利益処分を受けていないことを誓約する書面						
2	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類 ^{※3}	<p>《産廃情報ネットを利用し、適合証明書を提出する場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が発行する事業の透明性に係る基準の適合証明書 <p>《産廃情報ネットを利用し、適合証明書を提出しない場合^{※1}》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の履歴証明書のうち次のもの <ol style="list-style-type: none"> ① 日付順・公表項目毎の更新の一覧 ② 公表開始日^{※2}と申請の直近の日付の「全項目（更新項目の網掛けつき）」 ③ ②の間の「更新項目のみ」 <p>《申請者自らが開設したウェブページを利用している場合》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブページアドレス及び更新履歴（日付が明示されたもの）が記載された一覧表 ・ウェブページを次のとおりプリントアウトしたもの^{※3} <ol style="list-style-type: none"> ① 公表開始日^{※2}と申請の直近の日付の全てのページ ② ①の間の更新したそれぞれの時点における該当ページ 						
3	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類	次のいずれかの写し <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001の登録証・エコアクション21の認定書 ・エコアクション21と相互認証されている地域版EMSの認証書等の写し及び（一財）持続性推進機構が発行する相互認定確認書（原本照合しますので、原本をお持ちください。） 						
4	電子マニフェストにかかる基準に適合することを証する書類	（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの加入証の写し又はJWNETの加入者ページから印刷した加入証						
5	財務体質の健全性に係る基準のうち、法人税等の納付に係る部分に適合することを証する書類 ^{※4}	<table border="1"> <tr> <td>税 (直前3期分)</td> <td>税務署又は地方自治体が発行する次の税目の納税証明書 (国税) 法人税及び消費税 (県税) 愛知県民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税 (市町村税) 市町村民税、事業所税、固定資産税、及び都市計画税 市町村税は、一宮市内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所が対象となります。</td> </tr> <tr> <td>社会保険料 (直前2年分)</td> <td>年金事務局が発行する社会保険料（一宮市内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所に係るもの）の納入証明書 申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、その納入確認書（又は控除証明書等）</td> </tr> <tr> <td>労働保険料 (直前3年分)</td> <td>地方労働局が発行する労働保険料（一宮市内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所に係るもの）の納付済額証明書</td> </tr> </table>	税 (直前3期分)	税務署又は地方自治体が発行する次の税目の納税証明書 (国税) 法人税及び消費税 (県税) 愛知県民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税 (市町村税) 市町村民税、事業所税、固定資産税、及び都市計画税 市町村税は、一宮市内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所が対象となります。	社会保険料 (直前2年分)	年金事務局が発行する社会保険料（一宮市内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所に係るもの）の納入証明書 申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、その納入確認書（又は控除証明書等）	労働保険料 (直前3年分)	地方労働局が発行する労働保険料（一宮市内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所に係るもの）の納付済額証明書
税 (直前3期分)	税務署又は地方自治体が発行する次の税目の納税証明書 (国税) 法人税及び消費税 (県税) 愛知県民税、事業税、不動産取得税及び地方消費税 (市町村税) 市町村民税、事業所税、固定資産税、及び都市計画税 市町村税は、一宮市内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所が対象となります。							
社会保険料 (直前2年分)	年金事務局が発行する社会保険料（一宮市内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所に係るもの）の納入証明書 申請者が国民健康保険の被保険者である場合は、その納入確認書（又は控除証明書等）							
労働保険料 (直前3年分)	地方労働局が発行する労働保険料（一宮市内の産業廃棄物処理業に関する全ての事業所に係るもの）の納付済額証明書							

(注) 申請には2部必要です。

※1 他の都道府県又は政令市で優良認定又は優良確認を受けている場合は、更新項目をプリントアウトしたものを一部省略できる場合があります。

※2 公表開始日とは、すべての公表事項の情報を公開した時点を示します。

初めて優良認定の申請をする場合は、申請の日前6か月以前の日を公表開始日としてください。

既に優良認定又は優良確認を受けた者が優良認定の申請をする場合は、優良認定を受けた直近の更新許可日又は優良確認を受けた日が公表開始日となります。

※3 ヘッダーやフッターに年月日を表示してプリントアウトしてください。

※4 納税証明書、社会保険料及び労働保険料の納入証明書は、3か月以内に発行されたものを添付してください（写しのみを添付する場合は、原本照合しますので、原本をお持ちください）。

なお、各種証明書は未納がないことの証明書で足りる。